# 呉訥撰・若山拯訓読 『祥刑要覧』の訳注 匝

佐 <u>1</u> 治

人

目

はじめに

序 文篇

第一節 岩村藩儒の序文

附一 木下順庵の書翰(以上、五十九巻一号)

第二節 呉訥の序文

附二 『棠陰比事』の嘉定四年の桂万栄自序 (以上、六十六卷二号)

第三節 『棠陰比事』の「後序」

附三 『重刊祥刑要覧』の鄒亮の序文 (以上、前号) 第四節 呉訥の按語

本 文篇

まえおき

第一章 経典大訓

第一節 『書経』舜典の刑罰体系

第二節 朱子の解釈 (以上、本号)

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注

四

本 文 篇

まえお き

下で、「経典大訓」「先哲論義」「善者為法」「悪者為戒」と題さ 義」の「義」が「議」となっている。岩村藩刊本の若山序文に 寛永四年刊本も同様である。ただし、後の三者では「先哲論 れた四つの部分から成っている。元和中刊本、寛永元年刊本、 岩村藩刊『祥刑要覧』の本文は、「祥刑要覧巻上」の総題の

も「先哲論議」とある。東洋文庫所蔵『重刊祥刑要覧』でも

本訳注では「経典大訓」を第一章、「先哲論議」を第二章、「善 「議」となっているから、「先哲論議」という題名が正しい。

(七四六)

者為法」を第三章、「悪者為戒」を第四章とする。「経典大訓」

は、 章を抜書きしたものである。「先哲論議」は、 儒教の経書及びその注釈の中から、刑罰や裁判に関わる文 刑罰や裁判につ

両者合わせて「善悪法戒」と呼ばれており(本文末尾)、善い いての先人の意見の抜書きである。「善者為法」「悪者為戒」は、

抜書きである。 裁判官が善い報いを受け、悪い裁判官が悪い報いを受けた話の

大訓」「先哲論議」が、巻二に「善者可法」「悪者可戒」(そこ ちなみに『重刊祥刑要覧』では、全四巻のうち巻一に「経典

では「為法」「為戒」ではなく「可法」「可戒」となっている。)

が八十話収められている。巻四は、陳察(序文篇附三を参照。) が収められ、巻三に、呉訥が刪正した『棠陰比事』の裁判逸話

原編』『棠陰比事続編』『棠陰比事補編』と呼ばれる裁判逸話集 が附加した部分で、「続編」と題されている(前稿「『棠陰比事

つかの節に分けた。各節の見出しは訳注者がつけた。 を参照。)。 訳注に当たって、 内容の切れ目に従って、各章の本文をいく

について」(『法史学研究会会報』第十二号掲載、二〇〇八年)

えている、と考える。

# 第一章 経典大訓

第一節 岩村藩刊本の第一丁表の本文のはじまりから第二丁裏第三行 『書経』 舜典の刑罰体系

であろう。日本の各刊本は呉訥の『祥刑要覧』のもとの姿を伝 部分が存在したが、冗長であるとして陳察によって省かれたの 在するが、明の陳察が増補した『重刊祥刑要覧』には存在しな 第十丁表第七行までの部分は、日本の江戸時代の各刊本には存 きであることは、比べて見れば一目瞭然である。そして、この までを第一節とする。この部分を含めて第十丁表第七行までの い。おそらくは、呉訥が編集したもとの『祥刑要覧』にはその 部分は、明記されてはいないが、『書経大全』巻一からの抜書

年に成った『五経四書大全』の一つである。『五経四書大全』 指定された(『四庫全書総目』巻五、経部、 は、礼部から天下に刊行され、科挙の受験勉強用のテキストに 院学士の胡広(一三七〇~一四一八)らに命じて編纂させ、翌 『書経大全』は、 『明史』巻七十、選挙志)。『書経大全』は景印四庫全書所 明の成祖が永楽十二年(一四一四)に翰林 易類、 周易大全の

収本を見た。

### 【和訳】

は慎重にしよう。」と裁判官を戒めた。 刑に処した。「慎重にしよう。慎重にしよう。刑を科すること た人や反省することなく何度も罪を犯した人は、死刑を含む実 原因で罪を犯した人は赦して釈放し、権勢を笠に着て罪を犯し る刑とし、五刑を贖うべきときは銅を納めさせ、過失や天災が は流刑を用い、鞭刑を官吏に対する刑とし、扑刑を学生に対す である五刑の内容を公示し、五刑を科するのを免除すべきとき 『尚書』の舜典に次のように記されている。「舜は、法定刑

### [原文]

祥刑要覧卷上

経典大訓

刑 尚書舜典曰、 (原注。所景反。) 災肆赦、 扑 (原注。普卜反。) 作教刑、 象以典刑、流宥(原注。音又。)五刑、 怙 (原注。音戸。) 金作贖(原注。神蜀反。)刑 終賊刑。欽哉 鞭作官

呉訥撰·若山拯訓読

『祥刑要覧』

の訳注

回

惟刑之恤哉。 (以上、第一丁表第一行から第六行。)

**眚**(原注。所景の反。)災なれば肆赦し、 反。)もて教刑を作し、金もて贖(原注。神蜀の反。)刑を作し、 (原注。音は又。) し、鞭もて官刑を作し、扑 (原注。普トの 尚書の舜典に曰く、象すに典刑を以てし、流もて五刑を宥 怙 (原注。音は戸。)

終すれば賊刑す。欽まんかな、欽まんかな、惟れ刑を之れ恤え

んかな。と。

下げされている。 以下、第一丁表第七行から第十丁表第七行までは、一字分、段 一からの抜書きであることは、音注が一致することからわかる。

以上は『書経』の「舜典」の文章であるが、『書経大全』巻

### 和訳

都台致政海虞呉訥

人々に示すようなことである。そして「典」とは常(きまり 『周易』繋辞上に「天垂象、見吉凶、聖人象之。」とある。) 「象(あらわす)」とは、天が現象を起こして(原文。垂象。

(七四四

「鞭もて官刑を作す。」とは、木の棒の先に革を垂らしたも 几

さだめ)の意味である。定められた刑を人々に示すのである。 『尚書』呂刑に記されている入れ墨・鼻削ぎ・足切り・宮刑

葉。)や、人を殺したり、人を傷害したり、壁をうがち塀を乗 死刑である。これらは五つの正刑である。 (人々から大いに憎まれる大悪人。 『書経』 康誥に出てくる言 かの「元悪大憝」 「夏楚二物、収其威也。」とある。)。 学校で生徒に用いる刑で

国志』巻二十二、魏書、陳羣伝に「淫放穿窬之姦」の語が出 り越えて盗みを働いたり、姦通したり(原文。穿窬淫放。『三

てくる。)、ゆるすことができない罪すべてに対する刑である。

「流もて五刑を宥す。」とは、「流」は罪人を送り出して遠く

「竄」「殛」の類がこれである(「欽哉欽哉、惟刑之恤哉。」の 、去らせることである。「舜典」の下文に出てくる「流」「放」

ち、三苗を三危に竄し、鯀を羽山に殛す。」と記されている。)。

文に続いて、「舜典」に「共工を幽洲に流し、

驩兠を崇山に放

ない者に用いられる刑である。つまり流刑を用いて五刑を免除 家に勲労があったりするという理由で五刑を科することができ るとき、そして皇帝の親戚であったり、身分が貴かったり、 るけれども酌量すべき事情があるとき、法律の適用に疑いがあ 宥」は寛の意味である。 流刑は、 罪がやや軽く、五刑に当た 国

するのである。

の棒との二物が扑である(原文。夏楚二物。『礼記』学記に 教刑を作す。」とは、夏(えのき)の棒と楚(にんじんぼく) のが鞭である。官府に勤める吏人に用いる刑である。「扑もて

て贖刑を作す。」とは、「金」は黄金である(原文。金、 ある。鞭と扑との両者は罪が軽い者に対する刑である。「金も 『書経』舜典の「金作贖刑。」の文に附された孔氏伝に「金、

罪が極めて軽く、鞭扑の刑に当たるけれども、罪を犯した事情 する。)。「贖」は自分が犯した罪を贖うことである。つまり、

黄金。」とあり、孔穎達疏はこの「黄金」を銅の意味であると

刑」までの五句はそれぞれ、重い刑から軽い刑の順に説明して いる。これらの刑は法に定められた刑である あるときに贖刑を用いるのである。「象以典刑」から「金作贖 に酌量すべき点があり、あるいは法律の適用に議論すべき点が

る。もし過失や災害が原因で罪を犯して刑に当たる人がいれば 肆赦す。」とは、「眚」は過誤の意味、「災」は不幸の意味であ 「肆」は縦(はなつ、ゆるす)の意味である。 「眚災なれば

流刑を科して五刑を免除したり、黄金を納めて鞭扑の刑を贖わ

五刑の免除を許さず、 刑を免除すべき条件や刑を贖わせるべき条件に適っていても、 るいは反省せずに何度も罪を犯して刑に当たる人がいれば、五 を犯す、という意味である。もし権勢を笠に着て罪を犯し、 みとするものがある、という意味である。「終」は、何度も罪 は殺の意味である。「怙終すれば賊刑す。」とは、「怙」は、 せたりするまでもなく、ただちにその人を赦すのである。「賊」 刑を贖うことを許さずに、その人に必ず 恃 あ 恤」の意識が裁判の過程の中に流れているのであるから、 という不易の定理であって、しかも、慎重であろうとする「欽 する(原文。天討。『書経』皐陶謨に「天討有罪。」とある。)、 である。つまり、軽い罪か重い罪かわずかな違いであっても、 対応する刑にそれぞれ正しく当てられるのは、天が有罪者を罰 な。」という意識は、裁判の過程の中に始めから流れているの れども、「欽まんかな、欽まんかな、惟れ刑を之れ恤えんか

陶侃伝に「謝安つねに「陶公は法を用いると雖も、恒に法外の かを判断する基準、いわゆる「法外の意」(『晋書』巻六十六、 することを述べている。つまり、ある法律を適用するかしない 一方は重い刑を軽くすることを述べ、他方は軽い刑を重く せる制度を記した文は存在しない(『周礼』に記されている制 用いて免除することはあるが、黄金を納めて贖わせることはな い。『周礼』の「秋官」の章にも、金や銅を納めて五刑を贖わ この『尚書』舜典の文章に拠れば、五刑に対しては、 流刑を

度は周公旦が作ったことになっている。)。ところが『尚書』

銅 0)

意を得るなり。」と言う。」とある。)を示しているのである。

は、

実刑を科するのである。この「眚災肆赦」「怙終賊刑」の二句

を大切にする聖人の真心を見ることができるのである

生民大情。」とある。)ように、判決の内容はいろいろであるけ 陰惨。『文選』巻五十五、広絶交論(劉孝標作)に「陽舒陰惨、 なたではのんびりして日陰では暗い気持ちになる(原文。陽舒 を科したり、重い刑を科したり、赦したり赦さなかったり、 「怙終賊刑」までの七句は言い尽くしているのである。軽い刑 聖人が制定した刑法の内容の大略を、この「象以典刑」から 日 鍰。」「大辟疑赦、其罰千鍰。」とある。)。 五刑を贖わせる制度 赦、其罰惟倍。」「剕辟疑赦、其罰倍差。」「宮辟疑赦、 を納めてその刑を贖わせる、という穆王 は、穆王が初めて定めたのである。正しい法ではないのである。 定めた制度が記されている(「墨辟疑赦、 「呂刑」の章の中に、五刑を科するのに疑いがあるときは、 (周の第五代の王) 其罰百鍰。」「劓辟疑 其罰六百 が

呉訥撰·若山拯訓読 『祥刑要覧』 の訳注

回

Ŧī. (七四二)

あるからである。そもそも、金持ちは幸運にも五刑を免れ、貧 無罪とすべきであったのに五刑を贖わせれば、重すぎる処分で 軽すぎる処分であるし、五刑を科するのに疑いがあり、本当は なぜなら、本当は五刑を科するべきであったのに贖わせれば、

> 法猶有可議者也。此五句者、従重入軽、各有条理。法之正也。 金、黄金、贖、贖其罪也。蓋罪之極軽、雖入於鞭扑之刑、而情 肆、縦也。眚災肆赦者、眚、謂過誤、災、謂不幸。若人有如

賊刑者、怙、謂有恃、終、謂再犯。若人有如此而入於刑、則雖 此而入於刑、則又不待流宥金贖、而直赦之也。賊、殺也。怙終

当宥当贖、亦不許其宥、不聴其贖、

而必刑之也。此二句者、

或

由重而即軽、或由軽而即重。蓋用法之権衡、所謂法外意也。

聖人立法制刑之本末、此七言者、大略尽之矣。雖其軽重取舎

あるとは言えないのである。

乏人は銅を調達することができずに五刑を受けるのは、公平で

る。)。) 宮大辟(原注。音闢。)、五刑之正也。所以待夫(原注。 劓 (原注。音乂。) 剕 象、如天之垂象、以示人。而典者常也。示人以常刑。所謂墨 (原注。音吠 (「吠」 はもと 「吹」 に作

音于。) 淫放、凡罪之不可宥者也

音扶。)元悪大憝(原注。徒対反。)、殺人傷人、穿窬(原注。

見聖人好(原注。去声。)生之本心也。

拠此経文、則五刑有流宥而無金贖。周礼秋官亦無其文。至呂

稍軽、 反。) 殛 流宥五刑者、流、遣之使遠去。如下文流放竄 雖入於五刑、 (原注。音擊。) 之類、 而情可矜 (原注。音京。)、法可疑、与夫親 是也。宥、 寛也。所以待夫罪之 (原注。 取乱

貴勲労而不可加以刑者。則以比而寬之也 鞭作官刑者、木末垂革、 官府之刑也。扑作教刑者、夏

音賈。) 楚二物、学校之刑也。皆以待夫罪之軽者。金作贖刑者。

声。) 者、乃天討不易之定理、 則未始不行乎其間也。蓋其軽重毫釐之間、各有攸当(原注。去 (原注。音捨。)陽舒陰惨之不同、然欽哉欽哉、惟刑之恤之意、 而欽恤之意、行乎其間、 則可以

非所以為平也。(以上、第一丁表第七行から第二丁裏第三行。) 則失之軽。疑赦而贖、則失之重。且使富者幸免、貧者受刑、又 刑、 乃有五等之罰疑。穆王始制之。非法之正也。蓋当刑而贖

訓読

象とは、

天の、象を垂れて以て人に示すが如し。而して典と

(原注。

は常なり。人に示すに常刑を以てす。 いわゆる墨・劓(原注。

の反。)、人を殺し、人を傷い、穿窬(原注。音は于。)淫放、かだ。 音は父。)・剕(原注。音は吠。)・宮・大辟(原注。音は闢。)、 五刑の正なり。夫(原注。音は扶。)の元悪大憝(原注。徒対

凡そ罪の宥す可からざる者を待つ所以なり。

流もて五刑を宥す、とは、流とは之れを遣り、遠く去らしむ。

下文の流・放・電

(原注。取乱の反。)・殛 (原注。音は撃。)

ると雖も、而れども情、矜(原注。音は京。)れむ可く、法、 の類の如き是れなり。宥は寛なり。夫の罪の稍軽く、五刑に入

夫の親・貴・勲・労にして、加うるに刑を以てす

可からざる者とを待つ所以なり。則ち此れを以て之れを寛くす 疑う可きと、

るなり。

扑もて教刑を作す、とは、夏(原注。音は賈。)楚二物、 の刑なり。皆以て夫の罪の軽き者を待つ。金もて贖刑を作す、 鞭もて官刑を作す、とは、木の末に革を垂る、官府の刑なり。 学校

此の五句は、重き従り軽きに入る、各々条理有り。法の正なり。 鞭扑の刑に入ると雖も、 とは、金は黄金、贖は其の罪を贖うなり。蓋し罪の極めて軽く、 肆は縦なり。 而れども情法猶お議す可き有る者なり。 告は過誤を**謂う**。 災

呉訥撰·若山拯訓読

『祥刑要覧』

の訳注

回

ち当に宥すべく当に贖すべしと雖も、亦た其の宥を許さず、 び犯すを謂う。若し人、此くの如くにして刑に入る有れば、 は重きに由りて軽きに即き、或いは軽きに由りて重きに即く。 の贖を聴さずして、必ず之れを刑するなり。此の二句は、或い ち又た流宥金贖を待たずして、直ちに之れを赦すなり。賊は殺 なり。怙終すれば賊刑す、とは、怙は恃む有るを謂う。終は再 は不幸を謂う。若し人、此くの如くにして刑に入る有れば、 其 則 則

らずと雖も、然れども欽まん哉、欽まん哉、惟だ刑を之れ恤う くすなり。其の軽重取舎(原注。音は捨。)、陽舒陰惨の同じか 聖人、法を立て刑を制するの本末、此の七言は大略之れを尽

蓋し法を用いるの権衡、いわゆる法外の意なり。

に行わるれば、則ち以て聖人、生を好(原注。去声。) ろ有るは、乃ち天討不易の定理にして、而も欽恤の意、 むの本 其の間

心を見る可きなり。

り。蓋し其の軽重毫釐の間、各々当(原注。去声。)たるとこ

るの意は、則ち未だ始めより其の間に行われざるにあらざるな

王始めて之れを制す。法の正に非ざるなり。蓋し当に刑すべく 秋官も亦た其の文無し。呂刑に至り、乃ち五等の罰疑有り。 此の経文に拠れば、 則ち五刑は流宥有りて金贖無し。 周礼の

七 (七四〇)

しめ、貧しき者をして刑を受けしむ。又た平と為す所以に非ざ むれば、 して贖わしむれば、 則ち之れを重きに失す。且つ富む者をして幸いに免れ 則ち之れを軽きに失す。赦を疑いて贖わし

るなり。

成っている。『書経集伝』及び『晦庵集』は景印四庫全書所収 書巻六十五に収められている 『尚書』 舜典の注釈の文章から 集』の巻三十七に収められている「答鄭景望」の文章、及び同 が著した『書経集伝』の巻一の文章の引き写しである。そして、 全』のその部分の文章は、南宋の蔡沈(一一六七~一二三〇) 三行までは、『書経大全』巻一からの抜書きであるが、『書経大 『書経集伝』のその部分の文章は、朱子の文集である『晦庵 この部分、 即ち岩村藩刊本の第一丁表第七行から第二丁裏第

本を見た。

# 第二節 朱子の解釈

からの抜書きである。 節とする。第一節とした抜書きに連続する、『書経大全』巻一

岩村藩刊本の第二丁裏第四行から第四丁裏第九行までを第二

# 【和訳】

と記されているが、この文章は、裁判では刑を一方的に軽くす を作し、金もて贖刑を作し、眚災なれば肆赦し、怙終すれば賊 を以てし、流もて五刑を宥し、鞭もて官刑を作し、扑もて教刑 刑す。欽まんかな、欽まんかな、惟だ刑を之れ恤えんかな。」 朱子は次のように述べている。『尚書』舜典に「象すに典刑

べきであると言っているのではない。また、舜典の「汝、士と

科さないにせよ、裁判官はひたすら事実に対して法律を正しく という、舜が皐陶に命じた言葉から考えると、裁判官(原文。 宅は三居せよ。惟だ明なれ、克く允なれ。」(第六節を参照。) 作れ。五刑、服する有り。五服は三就せよ。五流、宅有り。五 士官。)が掌るのは五刑と流刑との二刑だけであった。舜典に 適用しなければならない、という意味であって、それ以外の意 「惟だ明なれ、克く允なれ。」とあるのは、刑を科するにせよ

されて刑は存在しなかった、と主張するけれども、もしそうで ということはない。今の学者は必ず、堯舜の時代には罪はゆる また、舜が作った制度では罪をゆるすだけで刑が存在しない

あったとすれば、それは人を殺した者が死刑にならず、人を傷

味はないのである。

害した者が刑を科されなかったということである(原文。是殺 思焉、継之以下忍人之政、而仁覆天下矣。」とある。)ことの一 不幸をなくそうとする政治を行う。『孟子』離婁上に

ば賊刑す。」、大禹謨の「故を刑するは小無し。」(わざと犯した 気でいられる、ということである。それは、舜典の「怙終すれ 被り苦痛を抱いている善良な民の恨みが晴らされないことに平 出。)が刑を受けることに平気でいられず、かえって、損害を や舜という聖人の心が、大悪人(原文。元悪大憝。第一節に既 人者不死、 而傷人者不刑也。『荀子』正論篇の文。)。それは堯 えば、死刑に当たる程の罪ではないのに死刑にされてしまう、 執行されていた。後述。)は盗みや姦通の罪を犯すのを抑止す 例なのである。 るには足りない。一方、刑が重すぎる場合があって、それは例 現在、徒流の刑 (宋朝では徒刑及び流刑は杖刑に読み替えて

促進し、民が罪を犯すのを防いだのである。ということは、い て政治を行ったとまでは言えないけれども、刑を用いて教化を らかである。そもそも刑というものは、古の聖王がそれに頼っ るものである、ということである。そんなはずがないことは明 照。)という文が、どちらも虚言であって、後世の人を誤らせ 罪は、どんなに小さな罪であっても刑を科する。第六節を参 に下さしめ、盗者をして其の足を刖せしむれば、則ち永く淫放 二十二、魏書、陳羣伝に「もし古刑を用いて、淫者をして蠶室 りの刑を姦通罪及び盗罪に当てることにすれば(『三国志』巻 陳羣(二三六年歿)の意見を採用して、もっぱら宮刑及び足切 穿窬の姦無からん。」という陳羣の意見が掲げられている。)、 強盗して盗んだ金額が一定量に達したような場合である。もし

をこらした上で、民の不幸に平気でいられない政治、即ち民の 以てする」(民が不幸にならないように心を尽くして色々工夫 また「既に心思を竭くして、之れに継ぐに人に忍びざるの政を 傷肌膚以懲悪。」とある。)とは、これも ならば、刑を受けた人を養う手段やその人に道徳を教える方法 君子(政治に責任を持つ人)が志を持って為し遂げようとする 心意にもかなうし、現在の時宜にもかなうのである。ましてや でまた悪事を行わせないようにすることができる。古の聖王の

ができる。その上、罪人が乱暴を働いた根本を絶ち切って、後 罪人の支体をそこなうけれども、実にその身命を保全すること

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注

回

仲舒伝に掲げられている、武帝が董仲舒に質問した文章の中に わゆる「肌膚を傷り以て悪を懲らす。」(『漢書』巻五十六、董

「殷人執五刑以督姦、

九 (七三八)

人を殺したりするのをじっと見ているだけではいけないのはもだ人を養わないこと、その人に道徳を教えないことをひたすらた人を養わないこと、その人に道徳を教えないことをひたすらられて、必ずそれぞれの君子の能力に応じて工夫することができる。

### 原文 文

ちろんである。

其曰惟明克允、則或刑或宥。亦惟其当而無以加矣。而已哉。又以舜命皐陶之辞考之、士官所掌、惟象流二法而已。刑、眚災肆赦、怙終賊刑。欽哉欽哉、惟刑之恤哉。夫豈一於軽

朱子曰、象以典刑、流宥五刑、鞭作官刑、扑作教刑、金作贖

心思、而継之以下忍人之政之一端也。為空言、以誤後世也。其必不然也亦明矣。夫刑雖非先王所恃以為空言、以誤後世也。其必不然也亦明矣。夫刑雖非先王所恃以為。

今徒流之法、既不足以止穿窬淫放之姦、

而其過於重者、

則

るのみにして、以て加うる無きなり。

殺人者不死、

又豈一於宥而無刑哉。今必曰、堯舜之世、有宥而無刑。則是

而傷人者不刑也。是聖人之心、不忍於元悪大憝、

巻一及び『晦庵集』巻三十七では「辟」となっている。)当之、之類者。苟釆陳群之議、一以宮剕之刑(「刑」は『書経大全』入及び『晦庵集』巻三十七に従って改めた。)又有不当死而死、如強暴贓満(「贓満」はもと「賊窃」に作る。

則雖残其支体、而実全其軀命。且絶其為乱之本、而使後無以肆

焉。豈不仰合先王之意、而下適当時之宜哉。况君子得志而有為

苟且、直以不養不教為当然、而熟視其争奪相殺於前也。(以上、則養之之具、教之之術、亦必隨力之所至而汲汲焉。固不応因循

第二丁裏第四行から第三丁裏第三行。)

## 訓読

れと曰うは、則ち或いは刑し、或いは宥す。亦た惟だ其れ当たに刑を作し、扑もて教刑を作し、途もて贖刑を作し、告災なれ官刑を作し、扑もて教刑を作し、金もて贖刑を作し、告災なれには赦し、怙終すれば賊刑す。欽まんかな、欽まんかな、惟だ刑を之れ恤えんかな。とあり。夫れ豈に軽きに一なるのみならんや。又た舜、皋陶に命ずるの辞を以て之れを考うるに、士官の掌るところは惟だ象流二法のみ。其の惟れ明らかに克く允ないと曰うは、則ち或いは刑し、或いは宥す。亦た惟だ其れ当たれと曰うは、則ち或いは刑し、或いは宥す。亦た惟だ其れ当たれと曰うは、則ち或いは刑し、或いは宥す。亦た惟だ其れ当たれと曰うは、則ち或いは刑し、或いは宥す。亦た惟だ其れ当たれと曰うは、則ち或いは刑し、或いは宥す。亦た惟だ其れ当たれと曰うは、則ち或いは刑し、或いは宥す。亦た惟だ其れ当たれと曰うは、則ち或いは宥す。亦た惟だ其れ当たれと曰うは、則ち或いは宥す。亦た惟だ其れ当たれと曰うは、則ち或いは宥す。亦た惟だ其れ当たれと曰うは、則ち或いは刑を作し、強もている。

は宥有りて刑無し、と曰う。則ち是れ人を殺す者は死せずして、 又た豈に宥すに一にして刑無からんや。今、必ず、堯舜の世 た必ず力の至るところに隨いて汲汲するなり。固より応に因循

に忍びずして、反って寃を啣み痛みを抱くの良民に忍ぶなり。 人を傷つくる者は刑せられざるなり。是れ聖人の心、元悪大憝

とは、亦た既に心思を竭くして、之れに継ぐに人に忍びざるの 非を為すを禁ず。則ちいわゆる肌膚を傷りて以て悪を懲らす、 為すところに非ずと雖も、然れども刑を以て教えを弻け、民の、

然らざるや亦た明らかなり。夫れ刑は、先王の恃みて以て治を う者、皆、空言たりて、以て後世を誤らしむるなり。其の必ず 是れいわゆる怙終すれば賊刑す、故を刑すること小無し、とい

て、其の、重きに過ぐる者は、則ち又た当に死すべからずして 政を以てするの一端なり。 今、徒流の法、既に以て穿窬淫放の姦を止むるに足らずし

雖も、実に其の軀命を全うす。且つ其の、乱を為すの本を絶ち に宮剕の刑を以て之れに当つれば、則ち其の支体を 残うと その五刑をそのまま執行することはせず、「折杖法」に従って、

得て為す有れば、則ち之れを養うの具、之れを教うるの術、 合して、下、当時の宜しきに適せざらんや。況んや君子、志を て、後に以て肆にする無からしむるなり。豈に仰ぎ先王の意に 呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注 回 亦 ることになり、刑が軽くなりすぎる恐れがあるが、入れ墨して

苟且して、直ちに、養わず教えざるを以て当然と為して、其の、 前に争奪し相い殺すを熟視すべからざるなり。と。

三行までは、『書経大全』巻一からの抜書きであるが、『書経大 熊、景望は字。南宋紹興十五年(一一四五)の進士。『尚書』 全』のその部分の文章は、『晦庵集』巻三十七所収「答鄭景望 (鄭景望に答う)」の文章の引き写しである。鄭景望は、 この部分、即ち岩村藩刊本の第二丁裏第四行から第三丁裏第 名は伯

を講義した『鄭敷文書説』を著した(『四庫全書総目』巻十一)。

『鄭敷文書説』は『叢書集成初編』に収められている

死する強暴贓満の類の如き者有り。苟くも陳群の議を采りて、 ず。」とある。宋朝の刑罰体系は、唐律の笞・杖・徒・流・死 の五刑をそのまま引き継いだものであった。しかし、宋朝では 「今、徒流の法、既に以て穿窬淫放の姦を止むるに足ら

た者は労役を免れ、流罪を犯した者は遠方に流されるのを免れ されていた。「折杖法」に従って刑を執行すれば、徒罪を犯し 徒刑は脊杖刑に、流刑は脊杖刑プラス配役刑に読み替えて執行

(七三六)

犯した罪が劓刑に当たるのであれば劓刑を科する。

**剕刑、宫刑** 

軍隊に配属する 「刺配」等の処分を併科する規定を加えること

によって、 罪と刑罰とが釣り合うように努めていた。宋朝の刑

罰については前稿<br />
「宋朝の立法・刑罰・裁判」<br />
(『関西大学法学

論集』第六十四巻第一号掲載)で説明した。

荷くも陳群の議を采り、一に宮剕の刑を以て之れに当つれ

ば」とある。前漢の文帝の十三年(前一六七)に、宮刑を除く

肉刑 の歴代王朝では、 (身体を損傷する刑) 宋朝で入れ墨の刑が復活するまで、宮刑を含 が廃止されて以来、漢より後の中国

む肉刑は、法定刑としては、ごく短期間行われたことがあるの

を除き、行われなかった(沈家本『歴代刑法考(一)』(中華

書局) 刑法分考五・六)。そのため、肉刑を復活させて罪と刑

朱子も肉刑復活論者の一人であった。 とを釣り合わせようとする意見が跡を絶たなかったのである。

る。 笞・杖・徒・流・絞・斬の刑に結びついているようなものであ ある人が犯した罪が墨刑に当たるのであれば墨刑を科し、

での五句の綱領であり、諸刑の総括である。

現在の刑が皆、

「象すに典刑を以てす。」というこの一句は、「金作贖刑」ま

した罪がこの五刑に当たるけれども、情状が軽く寛恕すること 死刑も皆そうである。「流もて五刑を宥す。」とは、ある人が犯 ができるとき、あるいは過誤が原因で罪を犯したときは、罪人

生活を共にさせない、というだけにする。舜典に「五流、宅有 ただ流刑を科して五刑を免除し、罪人を遠方に追放し、良民と の四支身体をもとのままに保って、刀や鋸で切ることをせず、

る。現在、吏人(官僚の下で働く事務員)を鞭打つようなもの 「鞭もて官刑を作す。」とは、これは官府で行われる刑であ うな類が流刑である。

がある。その住む場所は三種類ある。第六節参照。)」とあるよ

り。五宅は三居す。(五刑の代わりに科する流刑には住む場所

えて関せずんば鞭五百、と。師に誓いて曰わく、三百、 のである(『周礼』秋官、 礼』に、胥吏に鞭五百、鞭三百の刑を科する、とあるようなも 條狼氏に「大夫に誓いて曰わく、敢

府の胥吏(吏人に同じ。)に対して用いられる刑である。

周

である。つまり、これは独立した一種類の刑であって、専ら官

更に対する刑ではない。)。「扑もて教刑を作す。」とは、この一 とあるのを踏まえているのであろうが、その鞭五百・三百は胥

その者を打つのである。 える時に、教師の指示に従わない者がいれば、この刑を用いて と秋に礼楽を教え、冬と夏に詩書を教える(原文。春秋教以礼 弓射を習い、芸 種類の刑は学官で行われる刑である。現在、学校で用いられて 悪人であれば打ちたたいて反省させる(原文。侯明撻記。 冬夏教以詩書。『礼記』 王制の文。) ような、およそ人に教 (えのき)楚(にんじんぼく)の棒のようなものである。 (礼・楽・射・御・書・数の六芸)を習い、春 的を射させて善人か悪人かを明らかに ことができようか。聖人は確かに教化を急務とするけれども、 教化することばかりを考えていて、刑は二の次である、と言う はいられないので、犯罪被害者や情状酌量すべき犯罪者に配慮 を以てする」(『孟子』離婁上。前出。聖人は人の不幸に平気で 高くしたり、軽くしたり重くしたりするときは、天理と人心と して量刑する。)という行いである。どうして聖人はただ民を わゆる「既に心思を竭くして、之れに継ぐに人に忍びざるの政 の自然に合わないことがなく、ほんのわずかの誤差もない。い

いる夏

を納めてその罪を贖うことを許す、という意味である。

当たる罪を犯したけれども寛恕することができるときは、

黄金

ようか。

扑刑である。「金もて贖刑を作す。」とは、鞭扑二刑それぞれに

『書経』益稷に「侯以明之、撻以記之。」とある。)ような類が

もし罪を犯す者がいれば、必ずこれらの刑を用いて懲らしめる

のである。どうして刑を捨て置いて用いないでいることができ

て明白である。「象すに典刑を以てする」の「典刑」即ち五刑 に当たるけれども情状が軽い者は、流刑を科して五刑を免除す 以上のように解釈すれば、舜典のこの五句の意味は粲然とし

めである。聖人が斟酌して減らしたり増やしたり、低くしたり 刑を免除するためであり、 金を納めて刑を贖わせることがある。流を用いてゆるすのは五 ることがある。鞭扑の刑に当たるけれども情状が軽い者は、黄 刑を贖わせるのは鞭扑を免除するた

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注

回

とは、鞭扑の刑を贖うだけであった。そもそも人を殺し、人を その通りである、と答える。五刑を贖う贖刑は周の穆王から始 まった(『書経』呂刑。前出。)。それ以前の古のいわゆる贖刑 贖刑は古法ではないのではないか、という問いに対しては、

大きな不幸であろうか。その上、人を殺した者がのうのうと被 ができる。そうなれば、落度がないのに被害を受けた人は何と にするならば、財産がある者は皆、人を殺し人を傷害すること 傷害しておきながら、黄金を納めて罪を贖うことができるよう

(七三四

とができようか。ゆえに、犯罪者を四方の辺境に追放し、遠方 ている親孝行な子孫は、どうしてこのような状況に安んじるこ

之可恕者、

則許用金以贖其罪

則用此刑扑之。如侯明撻記之類、是也。金作贖刑、

謂鞭扑二刑

害者と同じ郷里に住んでいれば、親のかたきを討ちたいと願っ

に流し、加害者と被害者とを両方とも保護するのである。

象以典刑。

此一句乃五句之綱領、諸刑之総括、猶今之刑、皆

類』巻七十八に従ってもとのままにした。)以治官府之胥吏 になっている。) 歯。 屏之遠方、不与同(『朱子語類』巻七十八では「同」が 而情軽可恕、 則加以劓刑。剕宮大辟皆然。流宥五刑者、其人所犯、合此五刑 結於笞杖徒流絞斬也。凡人所犯合墨、 鞭作官刑者、此官府之刑、猶今之鞭撻吏人。蓋自有一項刑、 (「刑専」を『書経大全』 或因過誤、則全其支體、不加刀鋸、但流以宥之、 如五流有宅、五宅三居之類、是也 巻一は 「専刑」に作る。『朱子語 則加以墨刑、所犯合劓、 . [民

置而不用

竭心思焉、継之以不忍人之政者。如何説聖人專意、只在教化、 刑非所急。聖人固以教化為急。若有犯者、須以此刑治之。豈得 及び『朱子語類』巻七十八に従って改めた。)忽之差。所謂既 然、而無毫釐杪(「杪」はもと「抄」に作る。『書経大全』巻一 流以宥之。鞭扑之刑之軽者、有金以贖之。流宥所以寬五刑。 刑所以寬鞭扑。聖人斟酌損益、低昂軽重、莫不合天理人心之自 如此解釈、則五句之義、豈不粲然明白。象以典刑之軽者、 有 贖

四裔、流之遠方、彼此両全之也。(以上、第三丁裏第三行から 居乎郷里。彼孝子順孫之欲報其親者、豈肯安於此乎。所以屏之 可以殺人傷人。而無辜被害者、何其大不幸也。且殺人者、安然 贖鞭扑耳。夫既以殺人傷人矣。又使之得以金贖、 問、贖刑非古法。曰、然。贖刑起周穆王。古之所謂贖刑者、 則有財者、

# 訓読

如習

射習芸、春秋教以礼楽、冬夏教以詩書。凡教人之事、有不率者、 三百之類。扑作教刑。此一項学官之刑。猶今之学舎夏楚。 めた。次の「胥吏」の「吏」も同じ。)。如周礼治胥吏鞭五百鞭 (「吏」はもと「史」に作る。 『朱子語類』 巻七十八に従って改

第四丁裹第九行。)

象すに典刑を以てす。此の一句は乃ち五句の綱領、 諸刑の総

てし、犯すところ合に劓すべければ、則ち加うるに劓刑を以て凡そ人の犯すところ合に墨すべければ、則ち加うるに墨刑を以括なり。猶お今の刑、皆、笞杖徒流絞斬に結するがごときなり。

以て之れを宥し、之れを遠方に屏け、与に歯を同じくせず。五に因れば、則ち其の支体を全うし、刀鋸を加えず、但だ流して

すところ此の五刑に合すれども、情軽く恕す可く、

或いは過誤

す。剕宮大辟も皆然り。流もて五刑を宥す、とは、其の人の犯

鞭もて官刑を作す、とは、此れ官府の刑、猶お今の、吏人を流は宅有り、五宅は三居す、の類の如き是れなり。

むべし。豈に置きて用いざるを得んや。

鞭撻するがごとし。蓋し自から一項の刑有り、専ら以て官府の

扑もて教刑を作す。此の一項は学官の刑、猶お今の学舎の夏楚胥吏を治む。周礼の、胥吏を鞭五百鞭三百に治むるの類の如し。

丁を含ま、川ら金と目、从こも単と賣うここと年かと買う。類の如き是れなり。金もて贖刑を作す、とは、鞭扑二刑の恕す

率わざる者有れば、則ち此の刑を用い之れを扑す。侯明撻記の冬夏には教うるに詩書を以てするが如き、凡そ人を教うるの事、のごとし。射を習い芸を習い、春秋には教うるに礼楽を以てし、

ならざらんや。象すに典刑を以てするの軽き者は、流して以て此くの如く解釈すれば、則ち五句の義、豈に粲然として明白可き者は、則ち金を用い以て其罪を贖うことを許すを謂う。

うする所以なり。

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注

回

て急と為す。若し犯す者有らば、須らく此の刑を以て之れを治こと有り。流もて宥すは五刑を寛す所以なり。聖人、斟酌して損益し、低昂し軽重するは、天理す所以なり。聖人、斟酌して損益し、低昂し軽重するは、天理る者なり。如何に聖人、意を専らにすること只だ教化に在り、る者なり。如何に聖人、意を専らにすること只だ教化に在り、る者なり。如何に聖人、意を専らにすること只だ教化に在り、の治をは、からのといかのといかのといかのという。贖刑は鞭扑を寛された。

関法 第六七巻 三号

第六七巻 三号

一六 (七三二)

全』のその部分の文章は、『朱子語類』巻七十八、尚書、舜典九行までは、『書経大全』巻一からの抜書きであるが、『書経大この部分、即ち岩村藩刊本の第三丁裏第三行から第四丁裏第

の文章を写したものである。『朱子語類』は中日合璧本(中文

出版社)を見た。